

北茨城市ファンクラブの運営による関係人口創出支援業務 委託仕様書

1 委託業務名

北茨城市ファンクラブの運営による関係人口創出支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、北茨城市ファンクラブを核として、広域的なシティプロモーションによる認知獲得から、来訪、再訪、関係深化へと段階的につなげる仕組みを構築し、関係人口の創出・拡大を図るに当たり、本市の地域資源、人材、活動等に関する調査・分析を行い、本市における関係人口創出に向けた方向性及びターゲット層を整理するとともに、地域資源を活用した体験事業、交流イベント、情報発信等を試験的に実施し、次年度以降の本格実施につなげることを目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務の概要

本業務は、地域資源・人的資源等の調査及び分析を基礎として、本市における関係人口創出に向けたターゲット層を定め、それに対するシティプロモーション、体験事業、交流イベント等の方向性を整理した上で試験的に実施し、次年度以降の事業展開につなげるものである。

本業務は、次の3つの視点を相互に関連付けながら実施すること。

- (1) 本市の地域資源・人的資源等の調査及び分析
- (2) ターゲット層に応じた情報発信及び体験事業の設計・試験実施
- (3) 来訪者・地域住民・関係者等の交流機会の創出及びネットワーク形成

5 業務内容

(1) 地域資源・人的資源等の調査及び分析

本市における関係人口創出に向けた基礎調査として、地域資源、人材、活動等に関する調査及び分析を実施すること。

ア 調査対象（想定）

- ・ 漁業関係者
- ・ 農業関係者
- ・ アーティスト
- ・ 集落支援員
- ・ 地域おこし協力隊
- ・ 地域住民
- ・ その他、本業務に関連する関係者

イ 調査内容

- ・ 本市の地域資源、人的資源、活動等の現状把握
- ・ 生涯学習センター分館の現状及び今後の活用可能性の把握
- ・ 関係人口として想定されるターゲット層の分析
- ・ 本市におけるシティプロモーション及び関係人口創出の方向性整理
- ・ 「海と山とアートのまち」としてのブランドイメージ及び生涯学習センター分館の役割・コンセプトに関する検討

ウ 実施方法

インタビュー調査、ヒアリング調査、現地調査、既存資料分析等

(2) 北茨城市ファンクラブに係る情報発信支援

本市の認知度向上及び北茨城市ファンクラブ登録促進に向けた情報発信支援を行うこと。

ア 広報手段の検討

ターゲット層を踏まえ、効果的な情報発信手段及び導線を整理し、運用の支援を行うこと。

イ PR媒体の制作及び運用支援

アの結果を踏まえ、本市と協議の上PR媒体の企画及び制

作を行い、運用支援を行うこと。

(3) 交流イベントの企画及び試験実施

本市の魅力を感じ、関係人口創出につなげることを目的として、北茨城市ファンクラブ会員に限定しない交流イベントを企画及び試験実施すること。

ア 内容

- ・ 本市の自然、文化、芸術、人等の地域資源を生かした交流イベント
- ・ 来訪者、地域住民、アーティスト等が交流できる内容
- ・ 生涯学習センター分館を主会場として活用することを検討すること。

イ 実施回数

1回以上

ウ 留意事項

イベントの実施に当たっては、単発の観光に留まらず、北茨城市ファンクラブ登録や継続的な関わりにつながる導線を意識すること。

(4) 体験事業の調査・企画・設計及び試験実施

関係人口創出につながる体験事業について、調査、企画、設計及び試験実施を行うこと。

ア 想定分野

- ・ 釣り
- ・ 漁業
- ・ 農業
- ・ アート

なお、上記4分野は現時点での想定であり、調査結果等を踏まえ、本市と協議の上変更できるものとする。

イ 業務内容

- ・ 体験事業の企画及び設計
- ・ 地域関係者との調整
- ・ 試験実施

- ・ 参加者分析
- ・ 課題整理及び改善提案

ウ 実施回数

4 回程度

エ 留意事項

- ・ 単なる観光体験に留まらず、再訪や継続的な関係構築につながる内容となるよう留意すること。

(5) 北茨城市ファンクラブ会員特典制度に係る支援

北茨城市ファンクラブ会員向け特典制度の実施に向け、協力事業者募集等に関する支援を行うこと。

ア 業務内容

- ・ 協力事業者募集資料の作成
- ・ 制度説明支援
- ・ 協力事業者との調整支援
- ・ その他必要な支援

イ 留意事項

- ・ 実際の特典提供に係る割引原資等は本業務に含まない。

(6) ネットワーク形成支援

本業務を通じて、本市の関係人口創出を継続的に推進するための人的ネットワーク形成を支援すること。

ア 想定メンバー

- ・ 地域事業者
- ・ 地域住民
- ・ 地域おこし協力隊
- ・ 集落支援員
- ・ アーティスト
- ・ その他関係者

イ 内容

- ・ 関係者間の情報共有
- ・ 意見交換
- ・ 今後の連携可能性の整理

- ・ 中心メンバー形成支援
- (7) 次年度に向けた提案書の作成
- 本業務を通じて得られた知見を整理し、次年度以降の本格実施に向けた提案書を作成すること。

ア 提案書の内容

- ・ 本市における関係人口創出に関する現状分析
- ・ 生涯学習センター分館の役割及び活用可能性
- ・ ターゲット層の整理
- ・ 情報発信に関する課題及び方向性
- ・ 体験事業及び交流イベントに関する課題及び方向性
- ・ 次年度以降の実施方針案
- ・ その他必要な事項

6 提出書類

- (1) 業務工程表（契約締結後7日以内）
- (2) 事業計画書
- (3) 委託完成届（業務完了後直ちに）
- (4) その他市長が必要と認める書類

7 打合せ

受託者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、本市と定期的に打合せを行い、その内容について記録を作成すること。

8 成果品

成果品は、紙媒体1部及び電子データ一式とする。

- (1) 調査結果報告書
- (2) PR媒体データ
- (3) イベント実施報告書
- (4) 体験事業実施報告書
- (5) 参加者分析結果
- (6) 次年度に向けた提案書

(7) その他市長が必要と認めるもの

9 再委託

受託者は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ本市の承諾を得ること。

10 支払方法 (1) 業務完了後、履行内容を担当者が検査し合格後、一括払いとする。

(2) ただし、受託者は、業務完了前に業務に必要な経費の支払いを受けようとするときは、所定の手続きに従って概算払を請求することができ、市が認めた場合に支払うこととする。

(3) 概算払いは年3回までとし、支払額の上限は委託期間の4分の1を経過する前は委託費の限度額の30%、委託期間の2分の1を経過する前は委託費の限度額の50%、委託期間の2分の1を経過した後は委託費の限度額の80%とする。

(4) 概算払額は、最終支払時に精算し、過不足があれば調整する。

11 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、本市及び受託者双方協議の上決定する。

(2) 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後においても同様とする。

(3) 個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

(4) 本業務は、地域未来創生交付金を活用して実施する予定であることから、交付金の趣旨を踏まえた業務実施に努めること。

(5) 本業務は、調査・分析のみを目的とするものではなく、実際の情報発信、交流イベント、体験事業等の試験実施を通じて、次年度以降の本格実施につなげることを目的とするものである。